



問答四回

★かけてよかつた国民年金

老いてわかつたよい制度★

保険料はナゼ一律か：☆

凸「ところで保険料の問題だがね、所得の多少にかかわらず毎月一律に百円百五十円となつてゐるのは不合理のように思われるが、所得に比例して納めるといふことにはできないのかね。」

凹「そのことは国会でも論議された点だが、技術的な問題があつてふみ切れなかつたらしいね。」

凸「技術的な問題というところ？」

凹「所得に比例させるとなると、被保険者の所得額を正しくつかむことが必要なわけだが、わが国の現状では、それを全国的な規模で行うことが不可能だといふわけなんだ。」

凸「しかし徴税機構があるのだから、そ

れを利用すればいい、じやないか。」

凹「そう簡単にはいかないさ。国民年金の対象になる人たちは、農村漁業や零細企業を自営している人とか、従業員のうちで、一般的にいうと所得税をおさめていない人たちが非常に多いし、また市町村民税にしても、所得割というものが必ずしも十分なものではないという実情だから、所得比例でとるといふことになれば、相当大規模な所得調査の機構が必要になつて、事務費ばかりが、かさむという結果になるね。」

凸「将来の問題としてはどうかね。」

凹「他の年金制度、たとえば厚生年金や公務員の共済組合制度などは、すべて所得に比例して掛金をとり、年金支給額にも多少の差異をつける、というような方

式がとられてゐるが、国民年金の場合も実はこういう方式が望ましいとはいへると思うね。あるいはもつと進んで、保険料は所得比例でとるが、給付の面では同額の年金にする、というしくみも考えられるわけだ。現在、市町村民税改革の方向として、全国一本の方式を作ろうというようなことが検討されはじめてゐる。うだから、そうした事務機構が整備されたら、国民年金の保険料についても、所得比例方式が導入されてくると思うね。」

保険料の負担が重くはないか：☆

凸「そこで百円百五十円の負担能力の問題だが、これはまあタバコ二つの代金だといつても、被保険者の中には非常に苦しい生活をしている人たちもいるわけだし、また家族の多い農家の場合など、毎月相当の負担になると思うがどうか。」

凹「その点については、内閣審議室で世論調査を行つた結果がこゝにあるよ。これによると国民年金法で定めてゐる程度の年金がもらえるならば、月百五十円の掛金はできると答えたものが八割、百円ならばできると答えたものが九割四分に達してゐるよ。」

凸「世論調査も一つの手がかりにはなるだろうが、しかし現実の問題として、周囲の声をきいてみると、とてもおさめきれないという声もすくなく聞かれると思

うよ。」

保険料の免除………☆

凹「実際におさめることが無理だといふ人のためには、ちゃんと保険料免除制度というのを用意されてゐるよ。たとえば生活扶助を受けてゐる人は当然免除になるし、所得の低い人、大ざつぱにいつて五人家族（夫婦に子供三人）の場合をとると、勤労所得者では実収入十五万円以下、農家では十六万七千円以下の人などは、農家では十六万七千円以下の人などは、知事に申請して免除してもらへることになつてゐるよ。」

凸「免除を受けても、免除を受けなかつた人と同じように年金がもらえるのかね。」

凹「もちろん年金をもらう資格はできるよ。しかし年金の額は、保険料をおさめた期間の長短に応じて定められてゐるから、同額の年金というわけにはいかないね。」

凸「例をあげて説明してくれないか。」

年金の額もいろいろ：☆

凹「たとえば老令年金で通常の場合だと保険料を二十五年以上おさめた人に対して、二万四千元（二十五歳）から四万二千元（四十年）を支給することになつてゐるが、二十五年おさめきれなくて、その間免除を受けた場合は、保険料を十年以上おさめておれば、おさめた期間に応じて一萬二千元（十年）から二萬二千八

百円（二十四歳）の年金を支給する、といふことになるわけだ。」

凸「そうすると免除を受けることは、その人にとつて必ずしも有利とはいへないね。」

凹「そういうことだね。しかし二十五年以上保険料をおさめなくては年金を支給しない、という一本の規定にしないで、保険料をおさめる力の乏しい人の場合には、この期間を最短十年に短縮して、この期間と免除期間とを合計して二十五年以上になれば、老令年金を受ける資格をもたせるといふしくみは、社会保険としては今までに例のないことだよ。そういう点、低所得者に対して十分の配慮がな

期間の短縮とは………☆

凹「来年の四月一日に四十五才をこえる人は十年、以下年令が一年若くなる毎に期間の方は一年づつ伸びる勘定になつて、三十一才の人は二十四歳、というように短縮されてゐるよ。」

凸「そうすると、保険料をかける期間が長過ぎるといふ批判は必ずしも当つていないわけか。」

凹「他の年金制度と比べてみても、厚生年金は最低二十年、国家公務員共済組合その他の共済組合制度でも最低二十年だから、国民年金の場合の十年ないし二十五年という期間は決して長過ぎることはないと思うね。」

保険料のかけ捨てにならぬか………☆

凸「ところで、保険料のかけ捨てが多いという非難があるね。たとえば、二十才から六十才まで四十年間かけ金をして、年金がもらえるのは六十五才からだから、仮に六十四才で死んだ場合は、自分のかけた金さえ返してもらえないわけだろ。」

凹「その点は統計数字をかいて説明しよう。こゝに生残表というのがあるが、これを見ると、二十才の者百人のうち、六十五才まで生きる者は男五十七人、女六

死亡一時金制度とは………☆

凹「たしかにそういう声が強いわね。そこで目下当局で死亡一時金制度を新設することが検討されてゐるよ。また死亡一時金とは別に、現在の制度でも、毎月きまつた保険料の外に二十五円程度の附加保険料を払い込んでおけば、払い込んだ保険料の金額を、脱退手当金として返す道が開かれてゐるよ。」

凸「もう一つ聞いておきたいが、家庭の主婦など所得のない女子を被保険者にし

て、保険料をとるといふのは他の制度では見られないことだが、これは少しひどいのじやないか。」

凹「そういう古くさいことをいつては困るね、第一主婦に所得がないというのは皮相な見解だよ。主婦が家庭労働を分担してゐるからこそ、夫は外で所得活動ができるのじやないか。現に欧米では、所得税を課する場合に夫の所得は夫婦共同で得たものとして、その二分の一をそれぞれ独立の所得とみなして別々に課税されてゐるよ。第二に、妻も老令になつた場合、夫とは別に、誰からも侵されることのない、妻自身の年金を与えて、妻の立場を守るという配慮がされてゐるわけだ。これまでの制度では、夫がもらう年金で、妻は間接的にしか保障されなかつたし、夫が老令年金の受給資格を得る前に死亡したり、また不幸にして離婚したりしたときには、妻を守る年金はなかつたわけだが、国民年金では、夫が死亡したときには母子年金や寡婦年金が支給されるし、六十五才からは老令年金が支給されるというわけで、妻の立場については特別の考慮が払われてゐるといへるね。」

凸「なるほど、話をきいてみると仲々よい制度だといふことが分つて来たよ。国民年金みんな知つてゐるかけてゐるといふものだね。」

(国民年金課)

この年金問答は10月号まで連載いたします。



＜県庁前で国民年金啓蒙のパネルをみる人たち＞